

# 令和5年度 第7回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和5年10月10日 午前9時00分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第24号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第25号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 2 番 長野 和代  | 3 番 清住 昇   | 4 番 松本 茂   |
| 5 番 伊豆野 誠  | 6 番 五嶋 靖   | 7 番 岡本 篤幸  |
| 8 番 平井 豪   | 9 番 草場竜一郎  | 10 番 本田 廣正 |
| 11 番 中村 幸信 | 12 番 河嶋 隆雄 | 13 番 緒方 寛二 |
| 14 番 中村 節美 |            |            |

農地利用最適化推進委員

西村 孝生 田上 安幸 坂本 導成

7. 欠席委員

農業委員

境 栄一郎

農地利用最適化推進委員

西村 盛一 外村 和彦 松永 博文 井芹 康雄 伊佐 浩二  
松野 文男 上村 敦之

8. 議事録署名人

12 番 河嶋 隆雄

13番 緒方 寛二

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和5年度第7回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。本日は朝からの会議ということで、皆さん御承知の稲刈りも始まっています。それから、カントリーも今日から開いております。そういう意味で午前中に今日は開催したところです。

今年の米は、私が言うまでもなく、皆さん一番御存じだと思いますので、平年作はあるんじゃないかと思っています。私、自分のところを稲刈りしたんですが、昨年より若干実が多かったということで、ほかのところも大体収量は例年より多いんじゃないかと思っています。

今日は、3条、5条、それから基盤強化関係を議題として用意しております。この中にも水田等をされる方が多数いらっしゃると思いますので、効率的な限りを進行しながら、忌憚のない意見を聴取していきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしまして、簡単ですが、御挨拶といたします。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、12番委員の河嶋隆雄委員と13番委員の緒方寛二委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長にお願いいたします。

会 長 それでは、早速議案審議に入ります。

議案第24号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第24号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和5年10月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは審議に入りたいと思います。

2ページをお願いします。

番号1番、2番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。それでは説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請土地は赤色の部分です。こちらに田口橋がございまして、田口橋を渡ったこちらが森川健康堂です。今回の番号1番の申請地は、こちら森川健康堂から南西に約570メートルのところに1筆、そこから西の方向へ約520メートルのところにもう1筆あります。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、10番委員の本田委員から、農地の所有権移転(無償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。

今回は、申請人が親族である相手方に農地を贈与する案件です。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。お手元のラミネート資料の権利取得農家の場合を御覧ください。

1については、取得後において全ての農地を有効的に利用されると思われます。

2については、該当しません。

3についても、該当しません。

4については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思います。

5については、該当しません。

6については、問題ないかと思います。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。9番委員の草場委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の草場です。

先月の9月27日に、会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口字福富に1筆と大字田口字下原に1筆あります。また、申請地には、柿、里芋の栽培を計画されています。周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、9番委員の草場委員から現地調査の報告、また、10番委員の本田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

意見がないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番、番号2番については原案のとおり許可することに決定いたします。

それでは続きまして、議案第25号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、4ページをお願いいたします。

議案第25号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和5年10月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、5ページをお願いします。

議案第25号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番について審議したいと思います。

4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の松本です。それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。  
事務局 御説明申し上げます。お手元の資料の6ページに地図のほうをお付けいたしておりますが、前のスクリーンのほうで説明させていただきます。

真ん中右端、こちらに安津橋、そして、星の川団地、県道の今吉野甲佐線がこのように通っております。こちらが船津の迫集落、山口集落、こちらの左端の赤いところが今回の申請地でございます。県道と町道との交差点から西へ約500メートルの位置に今回の申請地は面しております。

場所については以上でございます。

会 長 それでは続きまして、転用申請に係る可否の判定について、4番委員の松本委員より説明をお願いします。

○4番 それでは説明いたします。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を無償で譲り受け、資材置場にするために転用申請するものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明いたします。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、農地の広がり10ヘクタール以上あるため、第一種農地に該当すると思われます。

②については、第一種農地の転用は原則できませんが、第一種農地の例外規定である「申請地の周辺地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、無断ではありますが、既に転用されているため問題はありません。

④については、造成工事が行われず、排水桝・排水路を設置するとされており、土砂の流出や周囲の営農に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、問題がないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。

先月9月27日に会長、草場委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字船津字西原にある農地で、第一種農地に該当すると思われます。しかしながら、例外規定に該当するために転用は可能だと思います。

会 長 ただいま、10番委員の本田委員から現地調査の報告、また、4番委員の松本委員

から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見はございませんか。

意見がないようですので、それでは採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としては許可相当の意見を付けて県のほうへ送付をしてまいります。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

それでは、5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番

5番委員の伊豆野です。

それでは、番号2について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会 長

続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局

それでは説明いたします。地図のほうは、お手元の資料7ページに掲載しておりますが、前のほうで説明させていただきます。

こちらに国道443号線が熊本市内の方にこう通っています。右側、甲佐高校がございまして、大町の集落、そこの真ん中に赤い印がついておりますが、今回申請地は集落内にあるこの赤いところでございます。甲佐高校より西の方向に約360メートルの場所に位置しております。

以上で終わります。

会 長

それでは続きまして、転用申請に係る可否の判定について、5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番

5番委員の伊豆野です。

それでは、説明いたします。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、個人住宅を建設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかを説明いたします。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、広がり10ヘクタール以下で公共投資の対象となっていない農地であるため、第二種農地に該当いたします。

2については、第二種農地の転用は、「申請農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則許

可することができない」とされていますが、ほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

3については、資金計画書、融資証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、隣接する農地はなく、整地程度で、被害発生防止のため、十分に配慮し整地するとされており、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。9番委員の草場委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の草場です。

先月の9月27日に、会長、本田委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字大町字古川にある農地で、第二種農地に該当します。ほかに代わる適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま、9番の草場委員から現地調査の報告、また、5番委員の伊豆野委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号から第6号のいずれにも該当しないため、転用は可能と判断するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見がないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2番につきましては、当農業委員会としては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をいたします。

続きまして、番号3番、4番については譲受人と転用目的が同一案件ですので、一緒に審議したいと思います。

ここで、事務局から訂正がありますので、事務局にバトンを渡します。

事務局 事務局です。大変申し訳ないんですけども、対価のところの合計の欄が19万9,999円/月となっていますけれども、20万に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

会 長 それでは、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。

それでは、番号3番と4番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用

の理由を読み上げ)

会 長  
事務局

続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

御説明申し上げたいと思います。地図につきましては、お手元の資料、8ページのほうに添付しておりますけれども、こちらも前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

まず、右側から、県道宇土甲佐線がこのように通っておりまして、田原の集落、グリーンセンター、県道小川嘉島線がこう通っております。申請地につきましては、県道の交差点から東へ約100メートルのところに位置します、この赤く示した3筆、こちらが今回の申請の場所になります。

説明につきましては以上です。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番

2番委員の長野です。

それでは説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で借り受け、資材置場にするために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネート資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、広がり10ヘクタール以下で公共投資の対象となっていない農地であるため、第二種農地に該当します。

2については、第二種農地の転用は、「申請農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則許可することができない」とされておりますが、ほかに適地はないため転用は可能だと思います。

3については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、周囲のL型擁壁等を施し、土砂の流出を防ぐとされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長

現地調査を行っております。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番

10番委員の本田です。

先月の9月27日に、会長、草場委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字田口免ノ上にある農地です。第二種農地に該当します。ほかに代わ



る適地がないために、転用は可能と思います。

会 長 ただいま、10番委員の本田委員から現地調査の報告、また、2番委員の長野委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号から第6号のいずれにも該当しないため、転用は可能と判断するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

意見がないようでございますので、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3番、4番につきまして、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付してまいります。

それでは、議案第26号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、9ページをお願いします。

議案第26号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について諮問。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので意見を求めるものでございます。令和5年10月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。次の10ページをお願いいたします。

甲農第1210号、令和5年9月25日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について諮問。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の11ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表令和5年度第7回です。まずは総括表で説明いたします。

賃借権の再設定についてはございません。新規について、6年の田が1筆の2,487平米、10年の田が2筆の2,993平米となります。使用貸借権につきましてはございません。このため、利用権設定の合計は、田が3筆の5,480平米となります。その他、所有権移転について、田が10筆の5,213平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長            ありがとうございます。それでは、12ページをお願いします。

                    議案第26号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを  
議題とします。

                    番号1番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局           説明します。

                    (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み  
上げ)

                    続きまして、申請地の位置の説明をいたします。15ページに地図を添付しており  
ますが、前のスクリーンで説明いたします。

                    申請地は、赤色の部分です。こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こち  
らが大福物流、こちらが木村のあられさんです。今回の申請地は、こちら大福物流  
さんから北西へ約370メートルのところに1筆あります。

                    次に、相手方の状況について説明いたします。

                    番号1番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされております。  
今回の申請地には米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく  
利用できると思われます。

会 長            ただいま事務局から説明がありました。

                    これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませ  
んか。

                    それでは、質問はないようでございます。

                    それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

                    (賛成者挙手)

                    全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり承認をいたします。

                    続きまして、番号2番、番号3番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

                    この案件の相手方は5番委員の伊豆野委員です。農業委員会等に関する法律第31  
条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当し  
ますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

                    (伊豆野委員退出)

                    それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局           説明します。

                    (申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み  
上げ)

                    続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しており  
ますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに甲佐小学校がございまして、今回の申請地は、こちら甲佐小学校から南東へ約450メートルのところに2筆隣接してあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2番、3番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米、麦の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長           ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございせんか。

推進委員       狭いことと広いこと、2枚ということですね。

事務局           はい、そうです。

推進委員       これ、持ち主は違うけど、親戚内とか。まあ、その辺はどうでもいい。これ、1筆じゃなくて、1枚にできんのかな。

会 長           ●●さん、兄弟やろう、違う。

推進委員       いや、問題は、作業の効率化なんですよ。それだけ、こういう場合は、真横にあるもんだけ、私としてはもし自分でするなら、どぎゃんかならんのかって思うもんだけ。

会 長           ●●さん、▲▲さんと■■さんは兄弟かな。

事務局           そこまでは。申し訳ありません。

会 長           ●●さんの奥さん、役場に勤めよった●●さんの奥さんでしょう、▲▲さん。違う。勘違いか。▲▲さんは奥さんですね、●●さんの。

推進委員       ぱっと見て私が心配するのは、角が四つなんですよ。両方合わせて8か所あるんですよ。これを1枚にできたら、作業効率が断然違うんだけどなと思うもんだけ。

会 長           それはちょっとう、あれだけど、受けるほうからすればそうなるしね。

推進委員       そういうのは農業委員会のほうで、事務局のほうでちょっと後ろ支えしてもらって、できれば助かるって言うしかない。

○11番           借りるほうが言うだけだね。

○12番           話を持っていけばできるんじゃないかな。

事務局長       あとは、借りられる方がどう判断するかということです。

推進委員       私、終わります。

会 長           ほかには何か御意見ございせんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番、3番については原案のとおり承認をいたします。  
伊豆野委員の入室を認めます。

(伊豆野委員入室)

続きまして、13ページをお願いします。

番号4番について審議したいと思います。この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は、こちら赤色の部分です。こちらに甲佐神社がございまして、今回の申請地は、甲佐神社から東へ約240メートルのところに1筆あります。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号4番について説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

質問はないようです。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番について、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、14ページをお願いします。

番号5番について審議したいと思いますが、この案件の所有権を受ける者は5番委員の伊豆野委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(伊豆野委員退出)

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。18ページ、19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。お持ちの資料の18ページには、9

筆のうち6筆の、上揚地区にございます申請地です。19ページに添付しております農地につきましては、申請地9筆のうちの3筆を添付しております。

まず、宮内地区の農地についての位置の説明をいたします。申請地は赤色の部分です。こちらが採石場、こちらに甲佐神社がございまして、採石場と甲佐神社の間に2筆、申請地の山下94、95が隣接しておりまして、山際に1筆ございます。甲佐神社を通過いたしまして、3筆、このように点在しております。

大町の申請地の3筆につきましては、申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐高校がございまして、国道443号線沿いの2筆がこちらに隣接しております。また、甲佐高校から西に約360メートルのところに1筆ございます。

最後に、相手方の状況について説明いたします。相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。申請地には米、麦の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われれます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号5番についての説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問はないようです。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については原案のとおり承認をいたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

(伊豆野委員入室)

皆さんの御協力によりまして、本日予定をいたしました議題は全て終了いたしました。この後、事務局のほうにバトンをタッチいたします。

事務局長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第7回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 2 番

1 3 番